

### 第35号議案

蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部  
改正について

蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改  
正する条例を、次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部  
を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部  
を改正する条例

(蒲郡市市税条例の一部改正)

第1条 蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第26条の2中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第50条の2第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改める。

第50条の3を次のように改める。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第50条の3 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第50条の4第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第50条の5の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第59条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第59条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第59条の2中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次

に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第68条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第68条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第68条の2を削る。

第69条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第69条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第69条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第69条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護用の物資の運搬の用に供するもの

(環境性能割の課税標準)

第69条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第69条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第69条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第69条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則

第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第69条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第69条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第76条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割の課税免除）

第69条の9 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、種別割を課さない。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ウを次のように改める。

ウ 4輪以上のもの

(ア) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(イ) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第71条（見出しを含む。）及び第72条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第68条第2項」を「第69条第1項」に改める。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第68条第2項」を「第69条第1項」に改める。

第76条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第76条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「以下「身体障害者」」を「以下この条において「身体障害者」」に改め、「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第76条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第2条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第5条を次のように改める。

（読替規定）

第5条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第50条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第5条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条

第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条の2中第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第12条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第16条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第25条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第25条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第25条の3 市長は、当分の間、第69条の8の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

- (1) 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した3輪以上の軽自動車に代わるものと認められる3輪以上の軽自動車の取得
- (2) 取得した3輪以上の軽自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該3輪以上の軽自動車の取得
- (3) 身体障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この項において「身体障害者」という。）又は精神障害若しくは知的障害があり、歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者等」という。）が、自ら運

転する 3 輪以上の軽自動車を取得した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得

- (4) 身体障害者のうち特に著しい障害を有する者で規則で定めるもの(以下「重度身体障害者」という。)又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する 3 輪以上の軽自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該 3 輪以上の軽自動車を取得した場合を含む。)における当該 3 輪以上の軽自動車の取得
- (5) 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。)が運転する 3 輪以上の軽自動車を取得した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得
- (6) 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる 3 輪以上の軽自動車の取得
- (7) 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた 3 輪以上の軽自動車の取得

2 市長は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条に規定する公的医療機関の開設者が救急用の 3 輪以上の軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する 3 輪以上の軽自動車を取得した場合における当該 3 輪以上の軽自動車の取得に対しては、環境性能割を減免することができる。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 25 条の 4 第 69 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 25 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 25 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 69 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第69条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第26条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ	3,900円	4,600円
第2号ウ(ア)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ウ(イ)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第26条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の

軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第26条の2第1項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項から第7項まで」に改める。

第2条 蒲郡市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第26条第2項から第7項までを削る。

附則第26条の2を削る。

（災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正）

第3条 災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例（昭和33年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中蒲郡市市税条例附則第2条第1項の改正規定、第3条の規定及び次条の規定 平成31年1月1日
- (2) 第1条中蒲郡市市税条例第26条の2及び第68条の改正規定、同条例第68条の2を削る改正規定、同条例第69条の改定規定、同条の次に8条を加える改正規定並びに同条例第70条から第74条まで、第76条及び第76条の2の改正規定並びに同条例附則第25条の次に5条を加える改正規定並びに同

条例附則第26条の見出し及び同条第1項の改正規定並びに第2条の規定並びに附則第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定 平成31年10月1日

- (3) 第1条中蒲郡市市税条例附則第5条の2中第11項を第12項とし、第10項の次に1項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の蒲郡市市税条例及び災害等の被害者に対する市税の減免に関する条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の蒲郡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第50条の2第8項及び附則第5条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第50条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第50条の5第2項及び第59条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお

従前の例による。

- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 蒲郡市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第70条及び新条例」を「蒲郡市市税条例第70条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第70条第2号イ	3,900円	3,100円
第70条第2号ウ(ア)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第70条第2号ウ(イ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第26条	第70条	蒲郡市市税条例等の

		一部を改正する条例 (平成26年蒲郡市 条例第10号。以下 この条において「平 成26年改正条例」 という。) 附則第6 条の規定により読み 替えて適用される第 70条
附則第26条の表第2号イの 項	第2号イ	平成26年改正条例 附則第6条の規定に より読み替えて適用 される第70条第2 号イ
	3,900円	3,100円
附則第26条の表第2号ウ(ア) の項	第2号ウ(ア)	平成26年改正条例 附則第6条の規定に より読み替えて適用 される第70条第2 号ウ(ア)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第26条の表第2号ウ(イ) の項	第2号ウ(イ)	平成26年改正条例 附則第6条の規定に より読み替えて適用 される第70条第2 号ウ(イ)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円